

市立豊中病院キッチンカー出店事業者公募（プロポーザル方式）
に関する実施要領

1. 件名

市立豊中病院キッチンカー出店事業

2. 目的

市立豊中病院の内部や周辺に飲食店が少なく、院内従事者が昼食の調達に苦慮していることから、キッチンカーの出店によって昼食の選択肢を増やし、福利厚生向上を図るものです。

なお利用対象は病院で働く職員、委託業者等とし、患者は想定に含めません。

3. 事業対象者

- (1) 本事業の対象者は、キッチンカー出店にかかる日程調整、許認可や関連法令遵守の確認、売上管理、情報発信、管理監督など、本事業に係るトータルマネジメントが可能な事業者とします。
- (2) 本事業の対象者は、キッチンカーの運営事業について、病院や官公庁等での実績がある者とします。
- (3) また、(1)(2)を満たした事業者の内、次の①から⑨までの要件をすべて満たす者とします。
 - ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - ② 本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ③ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
 - ④ 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - ⑤ 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生

法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- ⑦ 最近の 2 年間に於いて、法人税、本店所在地の法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のない者であること（徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなす。）。
- ⑧ 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例（平成 25 年豊中市条例第 25 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当しない者であること。
- ⑨ 労働関係法令に違反し、官公署から摘発又は勧告を受けていない者であること。

4. 事業期間

令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から令和 10 年（2028 年）3 月 31 日まで（最長）

※事業の実施は 1 年度を単位とし、各年度の事業は事業者からの行政財産使用の申し出および病院の許可をもって行います。なお各年度の期間は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日を 1 年度とします。

5. 事業場所

本事業の出店場所と 1 日の出店台数は以下のとおりです。

- ・市立豊中病院（豊中市柴原町 4 丁目 14 番 1 号）
管理棟北側 ロータリー付近を想定
- ・1 日の出店台数は 1 台を想定

6. 事業実施の主な条件

(1) 行政財産使用の承認

事業者は、キッチンカー出店者の募集や調整を可能とし、出店までに行政財産使用申請を行い病院の承認を受ける必要があります。

電気使用相当分として、1 日 1 台出店あたり 50 円を納入いただきます。納入は月毎とし、出店した月の翌月に当院より納付書をお渡しします。

(2) 売上額等の報告

事業者は、毎月の売上げ実績を翌月 10 日までに報告するものとします。

(3) キッチンカー出店の頻度

出店の頻度は月 2 回程度を想定していますが、実施開始後の利用者数や意見等にあわせて調整する可能性があります。

(4) 出店時間

出店可能な時間は午前 11：00 から午後 3：00（準備及び片付けに要する時間は除く。）とします。

(5) 事業の調査等

事業者は、本事業の状況について当院が調査を実施する際には、これに協力するものとし、本事業にかかるデータを当院は公表できるものとします。

7. 応募に関する事項

(1) 日程（令和 7 年（2025 年））

- 募集要領等の公表 2 月 4 日(火)
- 質問事項の締切 2 月 12 日(水) 17 時 15 分必着
- 質問事項への回答 2 月 18 日(火) 予定
- 資料提出期限 2 月 26 日(水) 17 時 15 分必着
- 委員からの質問 3 月 6 日(木) 予定
- 委員への回答 3 月 11 日(火) 予定
- 可否の通知 3 月 18 日(火) 予定

※上記に記載する期日等に変更が生じた場合、応募者に対して改めて通知します。

(2) 質疑応答

質問がある場合は「質問書」（様式 5）を電子メール（電話での質問は受け付けません。）で事務局あてに提出してください。

（提出期限：令和 7 年（2025 年）2 月 12 日(水) 17 時 15 分（必着））

なお、提出されたすべての質問への回答は、令和 7 年 2 月 18 日(火)（予定）に本市のホームページに掲載し（質問者名は表示しません。）、個別には回答しません。

(3) 提出資料

提出書類は以下のとおりです。

片面刷り、フォントサイズは原則 10.5 以上としてください。フォントは任意です。

No	提出書類	留意事項	様式
1	プロポーザル参加申込書	応募者の印鑑登録した印を押印	様式 1
2	誓約書	応募者の印鑑登録した印を押印	様式 2
3	参加資格確認書	応募者の印鑑登録した印を押印	様式 3
4	会社概要	商号又は名称、代表者名、設立年月日、本店所在地、営業拠点数、従業員数、資本金、沿革、事業概要等を記入。	様式 4
5	企画提案書	※企画提案書は、「8.事業者選定（2）審査項目」により審査するため、この内容に留意して作成してください。 ※企画提案書の副本には、応募者の名称を記載しないでください。 ※販売例や PR 等、自由に記載ください。	任意 （ A4 サイズ 10 枚 目安）

(4) 提出部数

提出書類は【参加申込書】以外は正本 1 部、副本 6 部（副本は、正本の複写可）提出してください。企画提案書の副本には、応募者の名称を記載しないでください。

(5) 提出期限

令和 7 年（2025 年）2 月 26 日(水) 17 時 15 分（必着）

提出書類の分割提出は認めません。また、提出書類の不足または提出期限内未到達の場合は応募を無効とします。

(6) 提出方法

持参（月曜～金曜（祝日は除く。）9 時～17 時 15 分）、郵送または宅配便のいずれかとし
ます。郵送または宅配便により提出する場合は、書類の到達を事務局に電話等で確認してくだ
さい。

(7) 提出書類の取り扱い

提出書類はいかなる場合でも返却しません。

(8) 提出先

〒560-8565 大阪府豊中市柴原町 4 丁目 1 4 番 1 号
市立豊中病院 病院総務課（管理棟 4 階）
TEL 06-6843-0101（代表）
E-mail hsoumu@city.toyonaka.osaka.jp

8. 事業者選定

(1) 審査方法

- 当院職員で構成する「市立豊中病院キッチンカー出店事業者選定委員会」を設置し、審査基
準に基づき書類審査により審査します。
- 書類審査の際、各委員からの質問がある場合、事務局から提案者にその内容をメールで通知
し、提案者は期日までに事務局に回答するものとします。
- 審査は、各委員が企画提案書等の内容を採点し、全委員の合計点数により順位を決定しま
す。
- 全委員の合計点数が最も高い提案者を第一優先交渉権者に選定します。
- 合計点数の最も高い提案者が 2 者以上あった場合は、当該提案者の中から委員の合議によ
って、第一優先交渉権者を選定します。

(2) 審査項目

審査項目	評価の視点	配点
事業実施体制	本事業の実施にあたり事業の管理運営方法や緊急時の対応など、円滑に事業遂行できる体制であるか。	15 点
	キッチンカー事業における十分な経験と業務実績を有しているか。	15 点
	適正な衛生管理を行う工夫があるか。また、リスクマネジメント（賠償保険等への加入等）に配慮しているか。	15 点
提案内容	昼食として適したメニューの提供は可能か。また、メニューの種類は豊富であるか。	15 点
	出店スケジュールや販売メニューなど ICT を活用した情報発信ができる体制であるか。	15 点
	出店者への支援策や拡充方法は適切な内容となっているか。 新たに事業を始める事業者に対してどのようなサポートが可能か。	10 点
	アンケートや聞き取り、業務データ等により、利用者や出店者の意向を効果的に調査分析して、業務に反映できる柔軟な対応は可能か。	15 点
合計		100 点

(3) 審査結果の通知

審査の結果については、令和 7 年（2025 年）3 月 18 日(火) に電子メールにて通知します。

(4) 審査結果の公表

最終審査結果については、本市ホームページ等により公表します。

9. 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 本案件期間中に「3. 事業対象者」の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に抵触を求めたとき。
- (3) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行ったとき。
- (4) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示したとき。
- (5) 提出書類において虚偽の記載があったとき。
- (6) 提出期限までに提出場所に応募書類の提出がないとき。

10. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費（提案書の作成及び提出に関する費用等）は提案者の負担とします。
- (2) 提出書類等の著作権は提案者に属するが、審査等において必要な範囲で複製を作成する場合があります。
- (3) 提出書類等は、提案者の技術的ノウハウを含む機密に係る事項（個人情報含む。）を除いては、情報の公開を行う場合があります。
- (4) 提出された書類の返却、訂正、追加、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じません。
- (5) 提出書類に記載された担当者等は、本市がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできません。
- (6) 本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、速やかに下記事務局まで連絡するとともに「参加辞退届」（様式 6）を提出するものとします。
- (7) 審査、評価及び応募者名等の内容についての質問は一切受け付けません。また、質問事項の締切以降、業務に係る質問は一切受け付けません。

【別添資料】

資料 1 出店条件

【様式集】

様式 1 プロポーザル参加申込書

様式 2 誓約書

様式 3 参加資格確認書

様式 4 会社概要

様式 5 質問書

様式 6 参加辞退届